



令和4年度 - 令和9年度

平戸市成年後見制度 利用促進基本計画

長崎県平戸市

目次 CONTENTS

■本編

- | | |
|------|--|
| P 2 | 1. 計画の背景・目的 |
| P 2 | 2. 計画の概要 |
| P 2 | (1) 計画の位置づけ |
| P 3 | (2) 計画の期間 |
| P 3 | 3. 計画策定のための取り組みおよび体制 |
| P 3 | 4. 本市の現状 |
| P 3 | (1) 成年後見制度の利用実績 |
| P 3 | (2) 成年後見制度ニーズ調査 |
| P 4 | 5. 本市の課題 |
| P 4 | (1) 成年後見制度の認知度 |
| P 5 | (2) 成年後見制度内容の認知度 |
| P 5 | (3) 成年後見制度の相談窓口の認知度 |
| P 5 | (4) 相談対応の状況 |
| P 6 | (5) 成年後見制度のニーズ |
| P 7 | 6. 成年後見制度利用促進の取組目標等 |
| P 7 | (1) 目標 |
| P 7 | (2) 地域連携ネットワークの役割 |
| P 7 | (3) 地域連携ネットワークの基本的仕組み |
| P 8 | (4) 具体的な施策等の方針 |
| P 9 | (5) 中核機関の設置・運営形態 |
| P 9 | (6) 成年後見市長申立てと利用助成の実施および制度の周知 |
| P 10 | 7. 本市における成年後見制度利用推進に向けた体制整備
(イメージ図) |

■資料編

- | | |
|------|------------------------|
| P 12 | 1. 主な用語解説 |
| P 16 | 2. アンケートの概要 |
| P 20 | 3. 成年後見制度の利用の促進に関する法律 |
| P 25 | 4. 平戸市成年後見制度利用促進審議会条例 |
| P 27 | 5. 平戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱 |
| P 30 | 6. 平戸市成年後見制度利用促進審議会委員等 |

平戸市成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画の背景・目的

本市では、高齢化率が41.0%（全国平均29.1%）と全国平均を大きく上回り、今後は「認知症高齢者の増加」や知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となってきます。

そのため本計画は、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであります。

なお、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

今回策定する基本計画は、令和4年度から令和9年度までの6年間とします。今後、平戸市地域福祉計画の見直しに伴い、必要に応じて本計画を平戸市地域福祉計画に統合していくことも検討します。

3. 計画策定のための取り組みおよび体制

令和3年7月に、学識経験者、医療・福祉関係者・司法関係者・裁判所書記官（オブザーバー）で組織する、平戸市成年後見制度利用促進審議会を設置し、基本計画策定に関し審議を重ねました。また、令和4年1月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

4. 本市の現状

本市においては、毎年30人ほどが成年後見制度を利用しています。

(1) 成年後見制度の利用実績

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
成年後見制度利用者数 ※1	30人	25人	32人
後見	27人	23人	24人
保佐	2人	2人	7人
補助	1人	0人	0人
任意後見	0人	0人	1人
認知症状のある人 ※2	1,516人	1,490人	1,500人
知的障がい、精神障がいのある人 ※3	714人	740人	706人

※1 本市に居住されている人における利用者数（各年10月時点の概数・長崎家庭裁判所提供）

※2 要介護認定調査（各年3月31日時点）における認知症日常生活自立度Ⅱa以上の人数

※3 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日時点）

(2) 成年後見制度ニーズ調査

現在、平戸市において成年後見制度がどのくらい認知されているのか、また、実際に成年後見制度が必要な人がどのくらいいるのか等を調査するため、ニーズ調査を行いました。

調査には、実際に制度が必要な高齢者等と接する機会が多い市内の高齢者・障がい者施設や居宅介護支援事業所の介護支援専門員、医療機関、民生委員児童委員にご協力いただきました。

■ニーズ調査概要（詳しい調査結果については資料編に記載）

○調査対象

【事業所・団体】

調査対象	対象数	回収数
高齢者関係施設	10	3
障がい者関係施設	17	11
居宅介護支援事業所	14	5
病院	7	5

【民生委員児童委員】

調査対象	対象数	回収数
民生委員児童委員	106	96

○調査項目

- ・成年後見制度の認知度
- ・成年後見制度内容の認知度
- ・成年後見制度の相談窓口の認知度
- ・相談対応の状況
- ・成年後見制度のニーズ

5. 本市の課題

成年後見制度ニーズ調査の結果から次のような課題が考えられます。

（1）成年後見制度の認知度

高齢者・障がい者施設や居宅介護支援事業所の介護支援専門員、医療機関の認知度は100%でした。民生委員児童委員の認知度は約70%でしたが、一般市民の認知度はもっと低いのではないかと考えられます。

今後、認知症高齢者は増加が予想されるため、必要な人が制度の利用につながる

ことや、市民後見人を養成していくことの重要性は高くなると考えられます。積極的な広報周知を行い、制度を周知していくことが今後の課題となります。

(2) 成年後見制度内容の認知度

事業所・団体については、基本的な制度内容は全般的に高い認知度となりました。

民生委員児童委員については、後見人等が行う業務である「財産管理」や「身上保護」は高い認知度でしたが「市長申立て」等そのほかの内容は認知度が低い結果となりました。

今後は、事業所・団体、民生委員児童委員はもとより、市民の皆さんにもこの制度の内容をもっとよく知ってもらうことで、早期に対象者を発見し、関係機関へ繋げることができるのではないかと考えられます。そのためにも、制度の内容について幅広く周知していくことが必要となります。

(3) 成年後見制度の相談窓口の認知度

ほとんどの事業所・団体が「知っている」と回答したのに対し、民生委員児童委員には約65%の人が「知らない」という結果になりました。一般市民はさらに低い認知度と予想されます。

一方「知っている」と回答した人が相談窓口として知っているところは「社会福祉協議会」が最も高く、その後に「市役所」が続きました。

今後は、相談しやすい体制整備を推進するとともに、相談窓口について積極的に周知していく必要があります。

(4) 相談対応の状況

事業所・団体では、成年後見についての相談は「本人や家族」からが多く、相談内容は「日常の金銭管理の不安」が多いことがわかりました。

また、その相談に対して、自分たちで対応しているという事業所・団体は少なく、他の機関に相談しているところがほとんどでした。相談機関としては「社会福祉協議会」の割合が高くなっています。

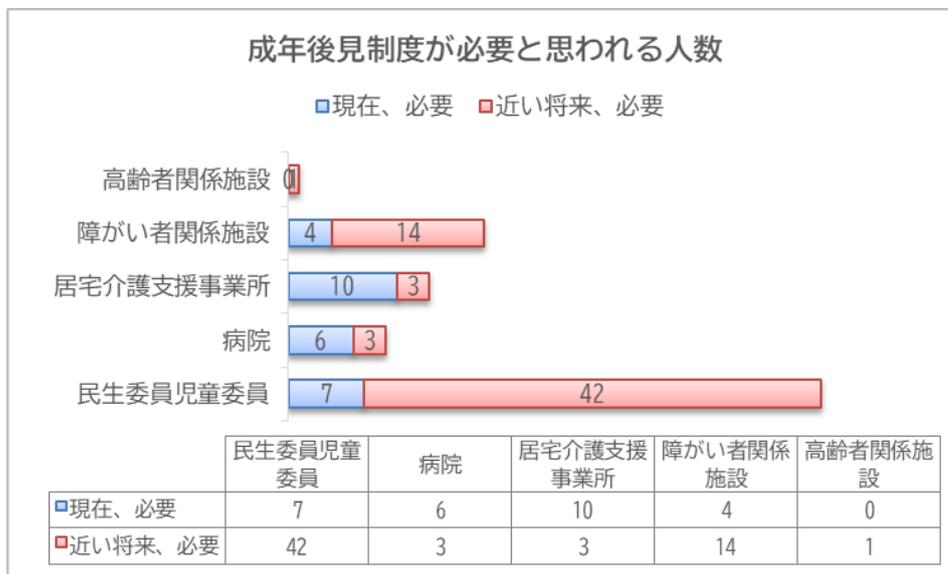
しかし、相談内容によっては1つの機関だけでは対応が難しいケースも考えられます。そういった場合には複数の機関での対応も考えられることから、さまざまな機関が制度を十分理解して、体制を充実させていく必要があります。一般市民向けの広報周知と併せて、関係機関への広報周知も今後重要になると考えられます。

(5) 成年後見制度のニーズ

事業所・団体については「通帳や印鑑等の管理に不安がある」や「お金の出し入れに不安がある」「身寄りがなく今後の生活に関する不安が大きいと思われる」といった項目が高い状況になりました。

民生委員児童委員については「困りごとはない」という割合が高い状況になりました。

また、実際に現場で関わる中で、成年後見制度が必要と思われる人についても調査し「現在、成年後見制度が必要と思われる人」が27人「近い将来、成年後見制度が必要と思われる人」が63人ということが分かりました。



今後、高齢者関係施設や障がい者関係施設を利用している人が成年後見につながる可能性は高いと考えられます。このうち親族がいない、または、親族が支援に協力的でないといった場合には、市が後見開始の申立てを行う、いわゆる「市長申立て」の対象となります。

今後のニーズの増加を考えると、行政の福祉・高齢者部門においても、さらに体制を整える必要性が高くなることが考えられます。

6. 成年後見制度利用促進の取組目標等

(1) 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の体制整備を行います。

(2) 地域連携ネットワークの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見等の選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(3) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域などの関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

イ 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等

の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

(4) 具体的な施策等の方針

ア 中核機関の整備・運営の方針

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の機能の段階的・計画的な整備

地域連携ネットワークおよび中核機関については、以下に掲げる機能について、段階的・計画的に整備します。

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④後見人支援機能

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、まず①広報機能②相談機能を優先的に整備し、状況に応じその他の機能も段階的に整備を進めていきます。

(5) 中核機関の設置・運営形態

ア 設置の区域

中核機関の設置の区域は、市民に身近な地域である市の区域とします。

イ 設置の主体

設置の主体については、地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要があることから、市が設置します。

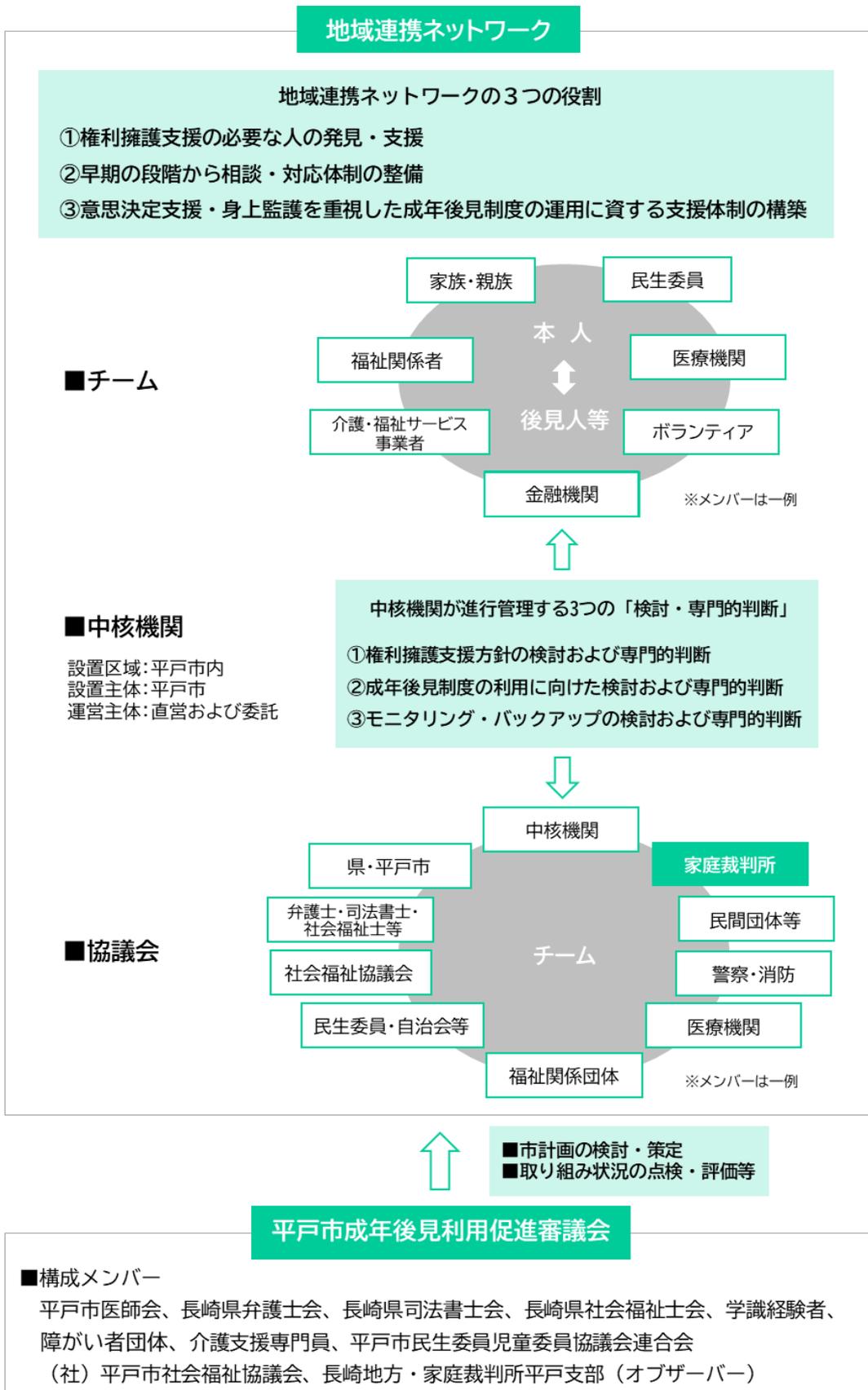
ウ 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営および市からの委託により行います。

(6) 成年後見市長申立てと利用助成の実施および制度の周知

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難であったり、身近に申立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。さらに、制度の周知に努め、必要な人に支援を行うことで制度の活用を図っていきます。

7. 本市における成年後見制度利用推進に向けた体制整備（イメージ図）



資料編

1. 主な用語解説

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとで本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

【法定後見制度の概要】

	補 助	保 佐	後 見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
申し立てできる人	本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、市町村長（※4）		

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法第13条第1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※4 法律上の一定の条件を満たしている場合には、市町村長も申立てができます。

補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

財産管理

成年後見人が、法律行為の代理権を行使して契約を締結したり、預貯金や収入支出の管理等をすることで被後見人の財産上の利益を保護することです。そのために、成年後見人には、法律行為の代理権・取消権が与えられています。

身上保護

成年後見人が、介護サービス契約・老人施設の入所契約等の被後見人の身上面での法律行為を行い、被後見人の生活、療養看護を保護することです。

なお、介護行為などの事実行為をすることは成年後見人の権限に含まれません。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者です。

【日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成 18 年度報告書より】

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置され各都道府県及び各市区町村に設置されています。

社会福祉協議会の主な活動は、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行っています。

具体的には、ボランティアセンターの設置・運営、福祉教育の推進、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業、法人後見等多岐にわたります。また、訪問介護や通所介護等の高齢者や障がい者等の生活の支援も行っています。

社会福祉協議会は、活動推進のため地域に暮らす皆様のほか、行政、民生委員・児童委員、社会福祉施設の社会福祉関係者等の参加・協力のもと多くの人々との協働を通じて地域福祉の推進を行っています。

地域連携ネットワーク

地域の社会資源をネットワーク化し、地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

日常生活自立支援事業

社会福祉法の規定により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、専門員・生活支援員が協働で福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行うものです。実施主体者は都道府県社会福祉協議会。その業務を市町村社会福祉協議会に委託して行われることが多いのが特徴です。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムづくりに取り組んでいます。

2. アンケートの概要

(1) 成年後見制度の認知度

成年後見制度を知っているか聞きました。

事業所・団体	100%	民生委員児童委員	70%
--------	------	----------	-----

(2) 成年後見制度内容の認知度（複数回答）

成年後見制度の主な内容について、知っている事項を聞きました。

ア・本人に代わって、財産や不動産の管理・処分、遺産分割を行う

事業所・団体	88%	民生委員児童委員	59%
--------	-----	----------	-----

イ・本人に代わって、収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど）を行う

事業所・団体	100%	民生委員児童委員	53%
--------	------	----------	-----

ウ・本人に代わって、本人が不利益な契約を結んでしまった場合取り消しを行う

事業所・団体	88%	民生委員児童委員	43%
--------	-----	----------	-----

エ・被後見人の日常生活の見守り

事業所・団体	83%	民生委員児童委員	29%
--------	-----	----------	-----

オ・本人に代わって福祉サービスの契約や費用の支払い

事業所・団体	83%	民生委員児童委員	43%
--------	-----	----------	-----

カ・判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3種類がある

事業所・団体	75%	民生委員児童委員	34%
--------	-----	----------	-----

キ・本人が将来の判断能力低下に備えて、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を選んでおく「任意後見制度」がある

事業所・団体	79%	民生委員児童委員	48%
--------	-----	----------	-----

ク・成年後見制度の利用については、市町村や社会福祉協議会、また弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などが相談を受けている

事業所・団体	83%	民生委員児童委員	37%
--------	-----	----------	-----

ケ・利用手続きは、本人または親族等が家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する（本人が申立てできるのは判断能力が残存している場合）

事業所・団体	75%	民生委員児童委員	36%
--------	-----	----------	-----

コ・成年後見制度の利用には裁判所への申立て費用や後見人等への報酬などのお金がかかる

事業所・団体	79%	民生委員児童委員	20%
--------	-----	----------	-----

サ・利用できるのは認知症や知的障がい、精神障がいなどがあって判断能力が低下した人に限られる

事業所・団体	67%	民生委員児童委員	33%
--------	-----	----------	-----

シ・本人が申立てできず身寄りがない場合は、市町村長が申立てすることができる

事業所・団体	63%	民生委員児童委員	18%
--------	-----	----------	-----

ス・成年被後見人等になると医師や弁護士等、一定の職に就くことができなくなる

事業所・団体	50%	民生委員児童委員	4%
--------	-----	----------	----

セ・後見人は場合により複数、あるいは法人が選任されることもある

事業所・団体	50%	民生委員児童委員	15%
--------	-----	----------	-----

ソ・この中で知っているものはない

事業所・団体	0%	民生委員児童委員	0%
--------	----	----------	----

(3) 成年後見制度の相談窓口の認知度

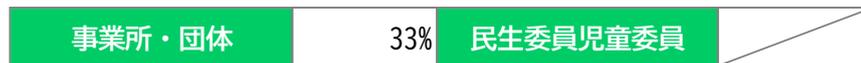
成年後見制度の相談窓口について知っているか聞きました。

事業所・団体	92%	民生委員児童委員	34%
--------	-----	----------	-----

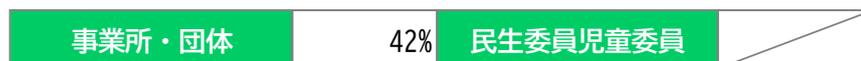
(4) 相談対応の状況（複数回答） ※事業所・団体のみ調査

(3) で知っているという回答があった事業所・団体で、相談する場合どこに相談しているか聞きました。

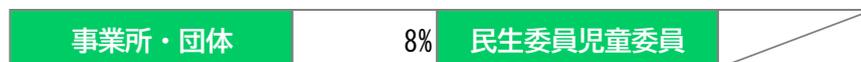
ア・市役所



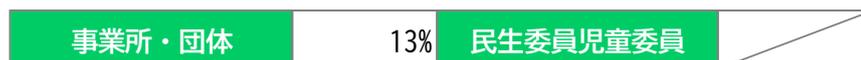
イ・社会福祉協議会



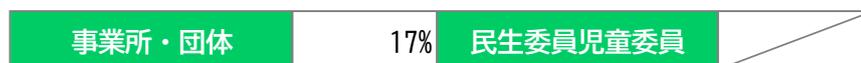
ウ・家庭裁判所



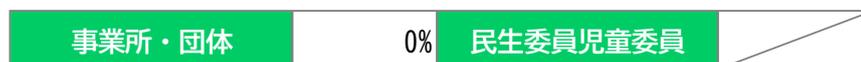
エ・地域包括支援センター



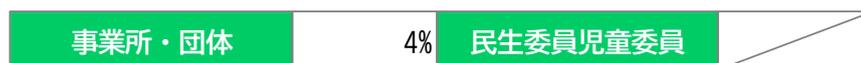
オ・法テラス



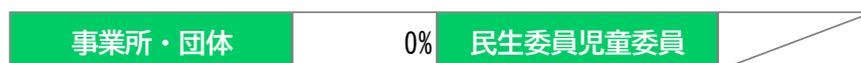
カ・消費生活センター



キ・専門職（弁護士・司法書士）



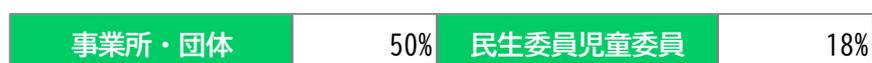
ク・その他



(5) 成年後見制度のニーズ（複数回答）

事業所・団体の利用者や地域住民で、判断が出来ない状況のためにどのような困りごとがあるか聞きました。

ア・お金の出し入れに不安がある



イ・通帳や印鑑等の管理に不安がある

事業所・団体	58%	民生委員児童委員	15%
--------	-----	----------	-----

ウ・身寄りがなく今後の生活に関する不安が大きいと思われる

事業所・団体	46%	民生委員児童委員	21%
--------	-----	----------	-----

エ・物忘れが多い

事業所・団体	38%	民生委員児童委員	16%
--------	-----	----------	-----

オ・住家がゴミ屋敷もしくはそれに近いもの

事業所・団体	25%	民生委員児童委員	8%
--------	-----	----------	----

カ・公共料金等の支払いが滞りがちになっている

事業所・団体	29%	民生委員児童委員	9%
--------	-----	----------	----

キ・訪問販売等で高額商品を頻繁に購入している

事業所・団体	20%	民生委員児童委員	3%
--------	-----	----------	----

ク・その他

事業所・団体	8%	民生委員児童委員	5%
--------	----	----------	----

ケ・困りごとはない

事業所・団体	0%	民生委員児童委員	32%
--------	----	----------	-----

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保

護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要的人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関

及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

○平戸市成年後見制度利用促進審議会条例

令和3年3月23日平戸市条例第4号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)

第14条第2項の規定に基づき、平戸市における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議するため、平戸市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する平戸市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 専門の知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに、補欠委員を委嘱するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会は、市長がこれを招集する。

2 会長は、審議会の議長となり、審議会の会議を総括する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年平戸市条例第36号)別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(目的)

第 1 条 この告示は、市内に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等(以下「対象者」という。)における成年後見制度の利用を支援し、対象者の生活面における自立の援助、自己決定の尊重及び権利の擁護を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第 2 条 成年後見制度の利用の支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見、保佐又は補助(以下「成年後見等」という。)開始審判の申立て(以下「審判申立て」という。)に関する支援
- (2) 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の業務に対する報酬等に関する支援

(申立ての種類)

第 3 条 市長が行う申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 7 条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第 11 条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第 13 条第 2 項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第 15 条第 1 項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第 17 条第 1 項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判申立ての判定基準)

第 4 条 市長は、審判申立てを行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 審判申立ての対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の配偶者及び 2 親等内の親族の存否並びに配偶者等による対象者保護の可能性
- (3) 対象者又はその配偶者若しくは 2 親等内の親族が当該対象者について審判の申立てを行う意思の有無
- (4) 本市又は関係機関が行う各種支援施策による対象者に対する支援策の効果
- (5) 対象者の生活状況(資産及び収入の状況を含む。)及び健康の状況

2 前項第 2 号の調査を行う場合は、対象者の戸籍謄本等の交付を受け、当該対象者の配偶者及び 2 親等内の親族の存否を確認するものとする。

3 対象者の配偶者及び 2 親等内の親族がいない場合においては、3 親等又は 4 親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかかどうかを確認するものとする。

4 対象者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと又は対象者が第三者と任意後見契約を締結していないことを確認する。

(審判の申立て)

第 5 条 市長は、前条に規定する調査を行った結果、次の各号のいずれかに該当するときは、審判申立てを行うものとする。

- (1) 対象者の配偶者又は2親等以内の親族がないとき。
 - (2) 対象者に配偶者又は2親等以内の親族があり、その代表者又はいずれかの者が文書により成年後見等開始等の審判の申立てをしない旨を市長に申し入れた場合で、当該対象者の状況を考慮し、市長が審判申立てを行う必要があると判断したとき。
 - (3) 対象者に配偶者又は2親等以内の親族がいる場合で、当該対象者において当該親族から虐待の事実その他の権利侵害のおそれがあり、市長が審判申立てを行う必要があると判断したとき。
- 2 対象者に2親等以内の親族がない場合において、3親等又は4親等の親族で成年後見等の審判請求を行う者の存在が明らかなきときは、前項の規定中「2親等以内の親族」とあるのは「4親等以内の親族」と読み替えるものとする。

(市の費用負担)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、前条の規定により行った審判申立てに要した次に掲げる費用を負担する。ただし、他の制度により補助される場合は、この限りでない。

- (1) 収入印紙代
 - (2) 登記印紙代
 - (3) 郵便切手代
 - (4) 診断書料
 - (5) 鑑定料
- 2 市長は、前項の規定により市が負担した審判申立てに係る費用について、対象者の所得状況を勘案し、当該対象者に負担させることが適当と認めるときは、成年後見人等を通じ、当該審判申立て費用を請求することができる。ただし、次条の規定による助成の対象者であるときは、この限りでない。

(助成の対象者)

第7条 第2条第2号の規定による対象者は、市長が成年後見申立てを行い、家庭裁判所により後見人等が選任されたもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 活用できる資産等がなく、成年後見人等の報酬の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 助成金は、月を単位として算定を行い、その額は一月当たりの成年後見人等への報酬に相当する額とし、在宅の者にあつては28,000円、施設の者にあつては18,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第8条 助成金の支給を受けようとするものは、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に報酬付与の審判の決定通知書の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書及び添付書類の内容を審査のうえ、助成の可否を決定した場合は、成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

■平戸市成年後見制度利用促進審議会 委員

No.	団体名	役職名	氏名	備考
1	平戸市医師会	医 師	波多江 龍彦	副会長
2	長崎県弁護士会	弁護士	小林 洋介	
3	長崎県司法書士会	司法書士	横田 浩明	
4	長崎県社会福祉士会	社会福祉士	山野 清治	
5	長崎国際大学	人間社会学部 社会福祉学科長	脇野 幸太郎	
6	平戸市手をつなぐ育成会 (障がい者分野)	会 長	大久保 ひろ子	
7	平戸市介護支援専門員連絡協議会 (高齢者分野)	会 長	松本 康博	
8	平戸市民生委員児童委員協議会連 合会	副会長	山本 善則	
9	平戸市社会福祉協議会	会 長	宮本 照芳	会 長
10	平戸市社会福祉協議会	事務局長	相知 清隆	

(順不同、敬称略)

■平戸市成年後見制度利用促進審議会 オブザーバー

団体名	役職名	氏名	備考
長崎地方・家庭裁判所平戸支部	庶務課長 主任書記官	坊 昭宏	

(敬称略)



平戸市成年後見制度利用促進基本計画

編集・発行：平戸市役所福祉部福祉課

〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町1508番3号

TEL：0950-22-9130

FAX：0950-22-4421